2019年12月1日以降始期契約用

海外旅行保険　重要事項のご説明（重要事項説明書）

インターネット募集用

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

■この書面は、「海外旅行の保険」に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、契約申込画面に入力のうえ、入力内容に誤りがないことを確認し、お申込みください。
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」に記載しています。当社ホームページにも掲載していますので、必要に応じてご参照ください（https://www.au-sonpo.co.jp/）。なお、ご郵送を希望される場合はａｕ損保カスタマーセンターへご請求ください。
■ご不明な点につきましては、ａｕ損保カスタマーセンターまでお問い合わせください。

しおり　このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」に記載しています。

・ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。
・「海外旅行の保険」の正式名称は、海外旅行保険です。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　|　**注意喚起情報**　ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

▼ **主な用語のご説明**　**「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」にも用語のご説明が記載されておりますので、ご確認ください。**

海外旅行中	被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
ご契約者	保険証券の「ご契約者」欄に記載されているご契約の当事者で、保険契約の変更・解約や保険料のお支払いなど、この保険約款に定める権利を有し義務を負う方をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのお問い合わせ･ご相談･苦情がある場合は下記にご連絡ください。

au 損保カスタマーセンター

日本国内から	フリーコール　0800-700-0600
海外から	（81）-3-6365-8895 ※コレクトコールをご利用ください

受付時間　日本時間９：00～18：00（年末年始を除きます）
※携帯電話・PHS からもご利用いただけます。
※一部のＩＰ電話などご利用いただけない場合がございます。
※おかけ間違いにご注意ください。

事故が発生した場合は、30 日以内に下記にご連絡ください。

海外サポートデスク

日本国内から	フリーコール　0077-78-7365 または 03-6365-8885
海外から	（81）-3-6365-8885 ※コレクトコールをご利用ください

受付時間　24 時間 365 日
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について　注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター

［ナビダイヤル（有料）］　0570-022808

※受付時間　平日 AM9:15～PM5:00
（土・日・祝日および年末年始を除きます）
※携帯電話からもご利用できます。
※IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

au 損害保険株式会社

Ⅰ．契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み　契約概要

（1）商品の仕組み

■この保険は、被保険者が海外旅行中にさまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合、発病した場合またはその他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。（※ 海外に永住される方や帰国予定のない方を被保険者とするご契約はできません。また、補償開始以前の事故は対象外です。）

■この保険は、保険金額の異なるコースおよび被保険者の範囲が異なるタイプがあり、いずれかのコース・タイプおよび保険期間（旅行期間）をご選択のうえ、契約していただきます。

（2）被保険者の範囲

被保険者の範囲は、「本人タイプ」もしくは「家族タイプ（注1）」よりご選択いただくことができます。

	被保険者の範囲
本人タイプ	契約申込画面にて指定されたご本人
家族タイプ（注1）	契約申込画面にて指定されたご本人およびご本人と一緒に旅行されるご家族（注2）のうち、契約画面に指定された方

（注1）家族旅行特約をセットしたタイプです。
（注2）以下に該当する方に限ります。
① ご本人の配偶者（婚姻の届出を予定されている方を含みます。）
② ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（ご本人の６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。）
③ ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚*の子（＊未婚とは、婚姻歴のないことをいいます。）
※上記の家族構成は、保険契約締結時におけるものをいいます。
※ご家族の範囲以外の方がご加入された場合は、家族旅行特約の規定に従い、保険金が削減されたりお支払いできないことがあります。

2 基本となる補償および引受条件　契約概要　注意喚起情報

（1）基本となる補償（特約）

この保険について、主なものを記載しています。またご契約のタイプにより「保険金をお支払いする場合」や「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。ただし、同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変（注1） ⑦ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）（傷害後遺障害保険金のみ） ⑨ 危険な職業・職務に従事中のケガ ⑩ 山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間のケガ ⑪ 旅行開始前・終了後に発生したケガ など （注1）テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。 （注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます。
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の４%～100%を被保険者にお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて傷害後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡保険金	次のいずれかの場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ① 海外旅行中に疾病により死亡された場合 ② 海外旅行開始後に発病した疾病により、旅行終了後72時間を経過するまでに治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（注） ③ 海外旅行中に感染した所定の感染症によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 （注）旅行終了後に発病した疾病については、原因が旅行中に発生したものに限ります。	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変（注） ④ 妊娠、出産、早産または流産が原因の疾病 ⑤ 歯科疾病 ⑥ 山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）を行っている間に発病した高山病　など （注）テロ行為によって発生した疾病に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。
治療・救援費用保険金	**●治療費用に関するもの** 次のいずれかの場合に、実際に支払われた治療費等のうち、社会通念上妥当と認められる金額を被保険者にお支払いします。ただし、一部の費用については、ケガの場合は事故の日から、疾病の場合は初診の日から、その日を含めて 180 日以内に必要となった費用に限ります。 ① 海外旅行中の事故によるケガにより、治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した疾病により、旅行終了後 72 時間を経過するまでに治療を受けられた場合（注 1） ③ 海外旅行中に感染した所定の感染症によって、旅行終了日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を受けられた場合 （注1）旅行終了後に発病した疾病については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 （注2）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 **●救援費用に関するもの** 次のいずれかの場合、ご契約者、被保険者、または被保険者の親族が救援費用（被保険者の親族が看護などのために収容先へ向かう交通費など）を負担した場合に、その費用のうち社会通念上妥当と認められる金額を費用の負担者にお支払いします。 ① 海外旅行中の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ② 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した疾病により、3 日以上続けて入院された場合（疾病の場合は、旅行中に治療を開始したときに限ります。） ③ 疾病、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した疾病により、旅行中に治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合 ⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合　など	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 闘争行為、犯罪行為 ③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変（注1） ⑤ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑥ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ⑦ 危険な職業・職務に従事中のケガ ⑧ 山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑨ 山岳登はんを行っている間に発病した高山病 ⑩ 旅行開始前、終了後に発生したケガ ⑪ 妊娠、出産、早産または流産が原因の疾病 ⑫ 歯科疾病 ⑬ 旅行開始前に発病した疾病（既往症）　など （注1）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。 （注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任保険金	被保険者（注）が海外旅行中における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金の額をお支払いします。 （注）被保険者が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。	1.次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① ご契約者、被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変（注） 2.次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ④ 同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます。）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など （注）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。
携行品損害保険金	海外旅行中に携行する身の回り品（注）に、偶然な事故により損害が発生した場合に、その損害の額をお支払いします。 （注）被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のものは対象に含まれません。 ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります。 ③ 山岳登はんなどの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具 ④ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 など	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変（注） ④ 差押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません。） ⑤ 保険の対象の欠陥 ⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い ⑦ 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷 ⑧ 保険の対象の置き忘れ・紛失 など （注）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機到着後6時間以内に予定目的地に運搬されなかったため、やむをえず必要となった身の回り品（注）購入のための費用を負担した場合に、その費用をお支払いします。 （注）身の回り品購入費とは、次の①から③のものをいいます。 ① 衣類購入費（下着・寝間着等の必要不可欠な衣類） ② 生活必需品購入費（洗面用具など） ③ 上記①②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 ※ 1回の事故につき10万円が限度となり、目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変（注） ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など （注）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。

※ 既に存在していた身体の障害または疾病の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（2）その他の主な特約とその概要

契約概要

その他の主な特約とその概要を記載しています。**詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。**

① 自動的にセットされる特約

特約の名称	特約の概要
テロ行為補償特約	前記**（1）基本となる補償（特約）**に関し、保険金をお支払いできない「戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変」などについてもテロ行為（注）による損害については保険金お支払いの対象とする特約です。 （注）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
保険証券等の発行に関する特約	この特約により、保険証券、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」は発行されません。ご契約後、「お客さま専用ページ」より保険証券の請求を行うことができます。
インターネット通信販売に関する特約	保険契約のお申込み方法や保険料の払込み等について定めています。

② 選択したタイプによりセットされる特約

特約の名称	特約の概要
家族旅行特約 （家族タイプを選択した場合にセットされます）	同行される家族（ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子）をまとめてご契約いただく場合にセットする特約です。

（3）補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

被保険者ご本人またはそのご家族が契約されている保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に同種の補償がある場合、**補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。**ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居の変更等）により被保険者が補償対象外となったときなど、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
治療・救援費用補償特約	他の傷害保険の治療・救援費用補償特約
個人賠償責任補償特約	火災保険の個人賠償責任補償特約
携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害補償特約
航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約	他の傷害保険の航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約

（4）保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、ご用意したコースの中から被保険者の方の年齢や収入等に照らして、ご選択ください。なお、死亡に関する保険金額は以下のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して 1,000 万円が限度となります。

・満 15 歳未満の方を被保険者とする場合
・ご契約者と被保険者ご本人が異なる場合

家族タイプの場合、個人賠償責任保険金、携行品損害保険金、および航空機寄託手荷物遅延等費用保険金については、ご本人およびご本人と一緒に旅行されるご家族のうち契約画面に入力された方（被保険者）全員で一つの保険金額を共有します。

（5）保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

■保険期間

保険期間はご旅行期間にあわせてご設定ください。

■補償の開始

保険期間の初日の午前 0 時に開始します。ただし、保険期間の初日にお申込み手続きをされた場合は、ご契約成立後に保険責任が開始されます。

・保険契約手続完了通知（ご契約完了画面）に表示されます、「保険期間」にて保険開始時刻をご確認ください。
・いずれの場合にも、**旅行開始前に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。**
・なお、契約申込画面上で次の 3 つの手続きが完了した以降でないと補償は始まりませんのでご注意ください。
　① 「契約を申込みます」ボタンを押し、申込操作を完了していただくこと
　② 保険料の払込手続きを完了し、保険料決済の有効性が確認されること
　③ 上記①および②の手続完了後に「お申込み完了」画面が表示されること

■補償の終了
保険期間末日の午後 12 時に終了します。ただし、**旅行終了後に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。**

（6）引受条件（ご契約者、被保険者）

契約概要

■ ご契約者としてご加入いただける方は、次のすべての条件を満たされている方に限ります。
・お申込み時点で**日本国内に居住されている満18歳以上の方**
・個人の方（法人をご契約者とするお申込みはできません。）
・**日本国内からwebアクセスされている方**（海外からお申込みはできません。）
■ 被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で**満74歳以下の方**に限ります。

3 基本となる補償および引受条件

（1）保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、コース、タイプ、保険期間等により決まります。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約申込画面にてご確認ください。

（2）保険料の支払方法・払込方法

契約概要 注意喚起情報

■**支払方法**［以下からご選択いただけます。］
▶ クレジットカード払（注 1）（注 2）
▶ au PAY（ａｕかんたん決済）（注 3）（注 4）（注 5）
▶ au PAY（ネット支払い）（注 3）（注 6）
（注 1）お申込人（ご契約者）名義のクレジットカードに限ります。
（注 2）au PAY カード・その他のクレジットカードをいいます。
（注 3）お申込人（ご契約者）ご本人またはご家族名義人の au ID をお持ちの方に限ります。
（注 4）au スマートフォン等 の通信料金と合算してお支払いいただく方法です。なお、「au PAY（au かんたん決済）」は、「au かんたん決済」と表記している場合があります。
（注 5）au ID と連携した Ponta ポイントを 1 ポイント＝1 円相当としてご利用いただくこともできます。
（注 6）au PAY 残高を利用してお支払いいただく方法です。なお、「au PAY（ネット支払い）」は「au PAY」と表記している場合があります。

■**払込方法**
ご契約時に全額を払い込む一時払となります。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金･契約者配当金はありません。

Ⅱ．契約締結時におけるご確認事項

1 告知義務〔ご契約時にお申し出いただく事項〕

注意喚起情報

■ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、当社が契約申込画面にて告知を求める項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
■告知の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

【告知事項】
① 被保険者が旅行行程中に従事する「危険な職業・職務」（注 1）の有無
② 同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等（注 2）に関する情報
（注 1）危険な職業・職務とは次のものをいいます。
・ｵｰﾄﾃｽﾀｰ（ﾃｽﾄﾗｲﾀﾞｰをいいます。）、ｵｰﾄﾊﾞｲ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、ﾓｰﾀｰﾎﾞｰﾄ競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、ﾌﾟﾛﾎﾞｸｻｰ、ﾌﾟﾛﾚｽﾗｰ、ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾑ選手（ﾚﾌﾘｰを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
・農林業作業者、漁業作業者、採鉱･採石作業者、自動車運転者（助手を含みます。）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者その他これらと同程度の危険を有する職務
（注 2）海外旅行保険、スタンダード傷害保険等をいい、団体契約、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ〔ご契約のお申込みの撤回等〕

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込みの撤回等（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人とさせていただきます。また死亡保険金受取人の変更はお取り扱いできません。

4 契約いただく内容に関する確認事項〔意向確認事項〕

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか再度ご確認･ご了解のうえご加入ください。ご確認の結果、お客さまのご希望にお応えできない部分がございましたら、お申込みを中止してください。ご不明な点などございましたらａｕ損保カスタマーセンターまでご連絡ください。

下記について、ご確認ください。	
保険の内容について、ご確認ください。	この保険は、旅行期間中のケガや疾病による死亡･後遺障害や治療などに対する補償です。
ご入力いただいた内容について、正しい内容となっていることをご確認ください。	被保険者の『生年月日』『性別』『旅行先』『旅行目的』
右記①～⑤の項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。	①補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）、特約の内容 ②被保険者の範囲 ③保険期間（旅行期間にあわせてご設定ください。） ④保険金額 ⑤保険料および保険料の支払方法・払込方法
ご回答いただいた内容について、正しい内容となっていることをご確認ください。	・旅行中の危険な職業・職務の有無 ・他の保険契約等の有無
右記項目もご確認ください。	・契約者配当金制度がないこと ・総合的に見て、お客さまのご希望を満たした内容となっていること

Ⅲ．契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等〔ご契約後にご連絡いただく事項〕

注意喚起情報

ご契約者または被保険者は下記に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく当社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。

■住所または連絡先等を変更される場合

ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更された場合は、遅滞なく当社サイト上の「お客さま専用ページ」より手続きください。お手続きいただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

2 保険期間の延長

注意喚起情報

旅行日程が変更（延長）となる場合で保険期間の延長をご希望のときには、ご契約者もしくは日本にいらっしゃる代理の方（ご家族）からａｕ損保カスタマーセンターに連絡いただき延長の手続きを行ってください。保険期間終了前に手続きが完了しませんと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。なお、通算保険期間が 31 日を超える期間延長はできません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

お手続きの詳細について知りたい場合
しおり「Ⅴ．保険期間延長の手続き」参照

3 解約と解約返れい金

契約概要　注意喚起情報

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社サイト上の「お客さま専用ページ」よりお手続きください。解約の条件によっては当社の定めるところにしたがい、保険料を返還させていただくことがあります。また、保険期間の開始日以降に解約した場合、返還される保険料があっても、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、あらかじめご了承ください。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合
しおり「Ⅱ．無効、取消し、失効」参照

4 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご確認ください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店の場合、契約締結権（保険料の収受、領収証の発行等を含みます）および告知受領権は有しておりません。

2 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月以内に発生した事故による保険金は 100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

■契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等の間で、個人データを共同利用します。

■再保険について

当社は、再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは当社ホームページのプライバシーポリシー（https://www.au-sonpo.co.jp/pc/common/popup/PU_C_7.html）をご覧いただくか、ａｕ損保カスタマーセンターにお問い合わせください。

4 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故を発生させた場合、詐欺を行った場合や複数の保険契約に加入されることで保険金額等の合計額が著しく過大となる場合、また、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

5 万一、事故が発生した場合のご注意

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合
しおり「Ⅲ．保険金請求の手続き等」参照

6 通信に関する免責事項

お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカード払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、当社では SSL（暗号化通信）を使用しています。SSL 使用により通信経路での盗聴等による情報漏えいには高い精度をもって対応できますが、万が一当社の責によらない漏えいなどにより発生した損害につきましては、当社は責任を負いません。また、当社の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましても当社は責任を負いません。